

第11回統計基準部会結果概要

- 1 日時 平成25年5月24日(金) 16:00~18:00
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者
(部会長) 深尾京司
(委員) 縣公一郎、中村洋一
(専門委員) 佐藤聖、菅幹雄
(審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
(事務局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：高田審査官ほか
- 4 議題 日本標準産業分類の変更について
- 5 概要

事務局から諮問の概要を説明、引き続き論点メモ、部会スケジュール(案)について説明し、特段意見等なく了承された。

分類項目の新設等を検討する際の基本的考え方について、内容は了承されたが、記述されている項目の順番の変更が考えられるとされた。

一般原則の改定について、「分類の基準」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」の内容が議論されたが、一般原則の過去の変更の経緯を整理した上で、次回部会で再度議論することとなった。

前回改定時の統計審議会答申における指摘事項への対応について、今後公表される経済センサス活動調査の結果を注視し、将来的に検討される事項もあることが指摘された。

(1) 開会

出席者から自己紹介。

中村委員が部会長代理に指名された。

(2) 諮問の概要

事務局から諮問の概要について説明。

(3) 統計基準部会の進め方について

事務局から、論点メモ及び部会スケジュール(案)を説明。

出席者からの意見、質問はなく、了承。

(4) 分類項目の新設等を検討する際の基本的考え方

事務局から、資料に基づき説明。

○ 量的基準と国際比較可能性の関係はどうなっているのか。

○ 国際標準産業分類は発展途上の国でも使えるように、分類は粗くなっている。日本標準産業分類は、量的基準があるとはいっても、サービス分野では国際標準産業分類よりかなり詳細な分類となっている。

- 「産業分類において勘案が必要な視点」として(1)から(6)が挙げられているが、これらの中で、優先順位はあるのか。
- (2)の「調査実施者、報告者が把握できるような明確に区分された産業形態であること」というのは、これが満たされていないと実際に調査ができない、いわば必要条件。
- (4)の「産業政策上のニーズ」も優先度は高いだろう。
- 出席者からは、この「基本的考え方」に追加すべき項目に関する意見はないので、この内容で了承としたい。ただ、2の(1)から(6)の順番については、変更も考えられるだろう。

(5) 一般原則について

事務局から、一般原則の概要、これを統計基準として明確化することの必要性及び今回の変更点について説明

- この「一般原則」は根源的なものなので、大きくは変えられないと思うが、過去からどのような変更があったか、経緯については確認しておくべき。
 - 次回、資料を準備する。
- 第3項の「分類の基準」で「生産される財または提供されるサービス」と書き分けているが、SNAの用語では財もサービスも「生産物」である。また、分類の基準が、①生産される財・サービスの種類、②財・サービスの生産の方法、③原材料の種類等、という順番で書かれているが、国際標準産業分類での順番と異なっている。
 - 国際標準産業分類では、分類の基準として「インプット、生産プロセス、アウトプットの特徴、アウトプットの用途」という順番で記述されているが、一方で「これらの基準のウェイトは、今後、変化し続けると考えられる」とも記述されている。したがって、分類の基準の記述順序を国際標準産業分類のそれに厳密に合わせる必要性がどこまであるのか、という議論はあると思われる。
- 持株会社については、少しでも事業を行っていれば事業持株会社として傘下事業所の主要な経済活動が属する中分類に分類されるが、事業を全く行っていない純粋持株会社は「細分類 7282 純粋持株会社」に分類される。この「少しでも事業を行っていれば」ということで分類を分けることが適当なのか。
 - この分類は前回改定時に新設されたものだが、そのときの議論では「事業持株会社は従来の本社がグループ内分社化により移行してきたものも多く、継続性の観点から、傘下事業所の主要な経済活動により分類するのがよいであろう。一方、純粋持株会社は新しい形態であり、新しい分類項目としてデータを把握すべき」ということであった。
- 「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、SNAでは、その管理補助的経済活動が属する産業に分類されるとしている。
 - これも前回改定時の議論では「製造業の管理補助的事业所と、サービス業の管理補助的事业所ではそのアクティビティは異なるであろう。我が国の分類は、どの産業の管理補助的事业所か分かるだけでなく、組み替えることにより国際比較も担保される」ということであった。
- 本社については、北米産業分類では「大分類 事業経営体」にまとめてしまっているが、アメリカの経済学者からは「過去との接続性もなく、使いづらい」という声を聞く。

- 補助的経済活動として輸送、保管、清掃、修理・整備、保守等が挙げられているが、補助的経済活動は売上が立たないため、具体的な経済活動の把握が困難である。かろうじて「どの産業の補助的活動をやっているか」は把握できる、ということもある。
この問題については、経済センサス-活動調査による詳細なデータがないと判断が難しい。今回の検討には間に合わないが、同調査の結果を見て改めて検討、という整理もあるのではないかと。
- 一般原則は重要な問題なので、次回も議論したい。

(6) 前回改定時の統計審議会答申における指摘事項への対応

・「鉱業、採石業、砂利採取業」

- 当該部門の大分類としての存続は了としたいが、前回答申にある「統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮」という部分はどのような趣旨なのか。
→ 農業のように、必ずしも大分類として存置されなくても再掲のような形でデータを提供することもあり得るとする趣旨だと思うが、確認する。

・「無店舗小売業」

- 「統計基準としては特に実査上の問題はなかった」ということだと思うが、実際にこの統計基準を統計調査に適用する際には課題があった。商業統計では店舗の売場面積も調査しており、無店舗小売業とは売場面積がゼロのものだとしてしまったため、例えば、通信販売での売上が主であっても少しでも売場面積がある店舗は有店舗の小売業に分類されてしまった。

・「管理、補助的経済活動を行う事業所」

- これについては、先ほどの一般原則のところでも議論した。

(7) 部会長によるまとめ

- 論点メモ、部会スケジュール(案)：おおむね了承。
- 基本的考え方：おおむね了承だが、記述の順序については変更も考えられる。
- 一般原則：過去の改定経緯について整理した上で、再度議論したい。
 - ・「分類の基準」について議論があった。
 - ・「管理、補助的経済活動を行う事業所」についても議論があったが、「経済センサス-活動調査の結果を見てから検討すべきではないか」との意見があった。
- 前回改定時の統計審議会答申における指摘事項への対応
 - ・「鉱業、採石業、砂利採取業」：前回答申の指摘事項である「データ提供の形」について確認する必要がある。
 - ・「無店舗小売業」：実際の統計調査への適用の際の問題点として、売場面積がゼロの事業所の扱いに関する問題点が指摘された。

(8) 次回の日程

平成25年7月5日(金) 15時から中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室において開催することとされた。